

地縁団体認可申請の手引き

西尾市役所 市民部 地域つながり課

1 認可に必要な要件

法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記できるようにすることが目的ですから、認可を受けようとする団体が現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提になります。

(1) 目的

その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること。活動内容が特定分野のみの団体は該当しません。

(2) 区域

団体の区域が住民にとって客観的に明らかに定められていること。

(3) 構成員

当該団体の区域に住所を有するすべての個人は、年齢、性別等を問わず構成員になることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約

規約を定めていること。

規約には、以下の8項目については必ず定めなければなりません、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

2 認可申請の方法

団体の自主的な判断により、団体の代表者が認可の申請書類を揃えて西尾市長に対し認可を申請します。

■認可申請窓口

地域つながり課 市民協働担当 電話65-2178

(1) 総会の開催

申請に必要な次の事項は、団体の総会において決定しておく必要があります。理事会や役員会等の決定ではいけません。

- ① 法人格認可を申請する旨の決定
- ② 認可要件に合致する規約の決定
- ③ 構成員の確定
- ④ 代表者の決定
- ⑤ 不動産等資産の確定又は取得の予定

(2) 申請に必要な書類

以下の書類を地域つながり課市民協働担当へ提出してください。

① 「様式第1号」 認可申請書

② 申請する団体の規約

③ 総会の議事録の写し

認可を申請する旨を決定したこと及び代表者を決定したことのわかる総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの

④ 構成員の名簿

特に様式はありませんが、構成員の全員の住所、氏名を記載したものがが必要です。

⑤ 保有資産目録(保有予定資産目録)

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している場合

⇒「様式第2号」 保有資産目録

申請時に将来不動産又は不動産に関する権利等を保有することを予定している場合

⇒「様式第3号」 保有予定資産目録

⑥ **活動を現に行っていることを記載した書類**

総会で配布される活動報告書など、前年度の具体的な活動内容がわかるものが必要です。「様式第4号」を利用していただいてもけっこうです。

⑦ **「様式第5号」申請者が代表者であることを証する書類**

(3) 認可の通知について

審査の結果、地縁団体の要件を満たしていると認められるときは、地縁団体として認可され、告示(公の機関が決定等の処分を公に知らせること)されます。代表者には地縁団体認可通知書を交付します。

(4) 法人設立に関する各種届出について

認可に伴い以下の届出が必要になります。

① 法人市民税関係

(1) 法人等の設立届出書

(2) 法人市民税減免申請書

※収益事業をしない場合のみ減免の対象になります。

提出先 市役所 税務課市民税担当 電話65-2124

② 法人県民税関係

(1) 法人設立・事務所等設置報告書

(2) 減免申請書

※収益事業をしない場合のみ減免の対象になります。

提出先 西三河県税事務所 電話(0564)27-2713

③ 法人税関係

(1) 収益事業開始届出書

※収益事業をする場合のみ必要です。

(2) 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

※給与支払いがある場合のみ必要です。

提出先 西尾税務署 法人課税第一部門 電話57-3111

3 認可後の取り扱い

(1) 法人格を取得したことで、団体名で不動産の登記ができるようになります。

■登記申請窓口

名古屋法務局 西尾支局 電話57-2622

(2) 証明の発行について

■証明交付窓口 地域つながり課 市民協働担当

①告示事項証明書 1通100円

不動産登記等に使用します。

②印鑑登録証明書 1通200円（登録は無料）

「〇〇町内会代表者之印」などのように団体の印鑑登録ができます。

印鑑登録の際には、団体の代表者個人の印鑑（西尾市に印鑑登録してあるもの）も持参してください。

団体の印鑑についての規格等は次のとおりです。

- (1) 登録できる印鑑は、1団体について1個。
- (2) 印影の大きさは、一辺が8mm から30mm までの正方形に収まるもの。
- (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは不可。

なお、印鑑登録後に代表者の変更等の登録事項に変更があった場合には、その印鑑登録は抹消されますので、必要な場合は新しい登録内容で印鑑登録をし直してください。

(3) 告示事項等に変更があった場合の届出について

告示事項

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

■変更届出窓口 地域つながり課 市民協働担当

代表者の変更、事務所所在地の変更など告示事項に変更が生じた場合、総会にて議決した後に以下の書類を提出してください。なお、事務所所在地の変更については、規約変更が必要になる場合もあります。⇒(3-1) 参照

① 「様式第7号」 告示事項変更届出書

② 総会の議事録の写し

変更内容を議決したことのわかる総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの

(3-1) 規約に変更があった場合

■規約変更申請窓口 地域つながり課 市民協働担当

事務所所在地を会長宅から公民館に変更する場合など、規約変更が必要な場合は、総会にて議決した後以下の書類を提出してください。

① 「様式第8号」 規約変更認可申請書

② 「様式第9号」 規約変更の内容及び理由を記載した書類

③ 総会の議事録の写し

規約変更を議決したことのわかる総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの

(3-2) 告示事項等の変更における各種届出について

代表者、事務所の所在地等に変更がある場合は以下の届出が必要です。ただし、当面の間、① 法人市民税、② 法人県民税関係の変更については、市役所地域つながり課への告示事項変更届出書によって処理しますので、③ 法人税関係についてのみ届出をお願いします。

① 法人市民税関係

(1) 法人等の異動(変更)届出書

提出先 市役所 税務課市民税担当 電話65-2124

② 法人県民税関係

(1) 事務所移転・事業年度変更報告書

提出先 西三河県税事務所 電話(0564)27-2713

③ 法人税関係

(1) 異動届出書

※収益事業をする場合もしくは給与支払いがある場合のみ必要です。

提出先 西尾税務署 法人課税第一部門 電話57-3111

(4) その他

認可を受けた後、財産を団体の名義へ変更(無償譲渡)する際発生する譲渡所得については課税されません。なお、収益事業については、法人税等が課税されます。

その他、地縁団体に関わる税には以下のようなものがあります。詳細は各担当窓口へお尋ねください。

税 目		問い合わせ窓口	
国 税	法人税	西尾税務署	電話(0563)57-3111
	消費税		
	登録免許税		
県 税	法人県民税	西三河県税事務所	電話(0564)27-2713
	法人事業税		
	不動産取得税		電話(0564)27-2715
市 税	固定資産税	西尾市役所 税務課	直通電話 (0563)65-2126
	都市計画税		
	法人市民税		直通電話 (0563)65-2124